

# 豪雪地帯対策特別措置法 の改正に関する要望書

平成14年2月

全国雪寒地帯対策協議会  
全国特別豪雪地帯市町村協議会  
全国雪寒都市対策協議会  
全国豪雪地帯町村対策協議会  
全国豪雪地帯町村議会議長会

# 豪雪地帯対策特別措置法の改正について

豪雪地帯対策特別措置法第14条、第15条が平成13年度末で期限切れを迎えるに当たり、地方の総意として下記事項について決議しておりますので、特段のご配慮を頂きますよう要望申し上げます。

## 記

### 1. 法第14条の期限の10カ年の延長

法第14条（基幹的市町村道の道府県代行改築）については、期限の10カ年延長（平成14年4月1日から平成24年3月31日まで）を図ること。

### 2. 法第15条の期限の10カ年の延長

法第15条（公立学校施設等の補助率・負担率の引き上げ）については、期限の10カ年延長（平成14年4月1日から平成24年3月31日）を図ること。

### 3. 総合的な雪情報システムの整備

情報通信社会の進展に対応して、高度情報通信技術の活用等により21世紀の雪国づくりに資する総合的な雪情報システムの構築を図るため、豪雪法において新たな配慮規定を創設すること。

### 4. 雪の冷熱エネルギー利活用の促進

近年の農産物の大規模雪冷房貯蔵や住宅等の雪冷房の活用状況を踏まえ、豪雪法第13条の4の規定について試験研究の推進に普及、実用化を促進する趣旨を加えた一部改正を図ること。

平成14年2月

全国雪寒地帯対策協議会  
全国特別豪雪地帯市町村協議会  
全国雪寒都市対策協議会  
全国豪雪地帯町村対策協議会  
全国豪雪地帯町村議会議長会